

畑作物共済単位当たり共済金額

共済目的の種類	方式	区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲（円）									
大豆	全相殺 半相殺	1 類	116	104	93	81	70					
			（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、									
			うち課税対象農業者に係るもの									
			272	245	218	190	163	116	104	93	81	70
			うち免税対象農業者に係るもの									
			279	251	223	195	167	116	104	93	81	70
	地域インデックス	6 類 7 類	種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、									
			529	476	423	370	317	）				
			乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆									
			116	104	93	81	70					
			（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、									
			うち課税対象農業者に係るもの									
			272	245	218	190	163	116	104	93	81	70
			うち免税対象農業者に係るもの									
279	251	223	195	167	116	104	93	81	70			
種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、												
529	476	423	370	317	）							
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆												
453	408	362	317	272								
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆												
234	211	187	164	140								

畑作物共済単位当たり共済金額

共済目的の種類	方式	区分	1 キログラム当たり共済金額の範囲（円）							
そば	全相殺	2 類	152	137	122	106	91			
			(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの							
			523	471	418	366	314	152	137	122
			うち免税対象農業者に係るもの							
			542	488	434	379	325	152	137	122
	地域インデックス	3 類	夏そば	146	131	117	102	88		
			(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの							
			517	465	414	362	310	146	131	117
			うち免税対象農業者に係るもの							
			536	482	429	375	322	146	131	117
	地域インデックス	4 類	秋そば	152	137	122	106	91		
			(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの							
			523	471	418	366	314	152	137	122
			うち免税対象農業者に係るもの							
			542	488	434	379	325	152	137	122

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第 3 条第 5 項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第 3 条第 1 項第 2 号の交付金が交付されるものをいう。